

平成 25 年度消費者庁政策評価事前分析表

政策名：消費者政策の推進

	(担当課)	(ページ数)
施策名：(1) 消費者政策の企画、立案、推進及び調整	消費者政策課	1
(2) 消費生活に関する制度の企画・立案・推進	消費者制度課	6
(3) 個人情報保護に関する施策の推進	消費者制度課	1 0
(4) 消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進	消費生活情報課	1 1
(5) 物価対策の推進	消費生活情報課	1 4
(6) 地方消費者行政の推進	地方協力課	1 5
(7) 消費者の安全確保のための施策の推進	消費者安全課	1 9
(8) 消費者取引対策の推進	取引対策課	2 3
(9) 消費者表示対策の推進	表示対策課	2 4
(10) 食品表示対策の推進	食品表示企画課	2 6

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁25 - (1))

施策名	消費者政策の企画、立案、推進及び調整	担当部局名	消費者政策課	作成責任者名	消費者政策課長 浅田 英克
政策体系上の位置付け	(政策分野)消費者政策 (政策)消費者政策の推進			政策評価 実施予定時期	平成26年8月
施策の概要	消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に資するため、消費者政策の計画的な推進を図るための5ヵ年計画である「消費者基本計画」の検証・評価及び見直しを行うなど、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策並びに消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策の企画・立案・推進を行う。 消費者政策の推進等について密接な連絡、情報交換、協議等を行うため、関係省庁による連絡会議を機動的に開催するなど、消費者の利益の擁護及び増進の観点から、関係行政機関の調整を行う。消費者の立場に立った政策を推進する。				
達成すべき目標	「消費者基本計画」の検証・評価及び見直しを行うことにより、刻々と変わる消費者を取り巻く環境に柔軟に対応するように施策を毎年度反映させつつ、消費者庁が司令塔としての機能を十分に発揮し、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策の推進を図ることにより、国民の消費生活の安定及び向上を確保する。				
目標設定の考え方・根拠 (施策に係る内閣の重要政策)	消費者基本計画(平成22年3月30日閣議決定)総論第3、施策番号 5・6、21、21-2、37-2、43、46、60、60-2、60-3、106-3、108、136、137、153-2・171、168、169、170、175、176 消費者基本法(昭和43年法律第87号)				
消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)		測定指標	目標		
消費者基本計画 総論 第3		1 計画に盛り込まれた施策の実施状況についての検証・評価と、それによって必要となる「消費者基本計画」の見直しについての閣議決定	毎年度、計画に盛り込まれた施策の実施状況について、検証・評価・監視を行い、この結果必要となる「消費者基本計画」の見直しについて閣議決定を行う。		
消費者基本計画 施策番号5・6		2 適切な分析及び情報提供の実施並びに注意喚起や商品テスト情報のタイムリーな提供	適切な分析及び情報提供について、継続的に実施する。 引き続き、消費者被害の発生動向を常時的確に把握し、注意喚起や商品テスト情報の提供をタイムリーに行う。		
消費者基本計画 施策番号21番		3 「食品と放射能」に関するリスクコミュニケーション等の強化と安全啓発事業の展開	「食品と放射能」に関するリスクコミュニケーション等を強化するとともに、引き続き、安全啓発事業を展開する。		
消費者基本計画 施策番号21-2番		4 食品と放射能に関する消費者理解の増進に必要な取組の措置	消費者理解の増進に必要な措置を講じ、風評被害の払しょくを図る。		
消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)		測定指標	目標		
消費者基本計画 総論 第3		1 計画に盛り込まれた施策の実施状況についての検証・評価と、それによって必要となる「消費者基本計画」の見直しについての閣議決定	毎年度、計画に盛り込まれた施策の実施状況について、検証・評価・監視を行い、この結果必要となる「消費者基本計画」の見直しについて閣議決定を行う。		
消費者基本計画 施策番号5・6		2 適切な分析及び情報提供の実施並びに注意喚起や商品テスト情報のタイムリーな提供	適切な分析及び情報提供について、継続的に実施する。 引き続き、消費者被害の発生動向を常時的確に把握し、注意喚起や商品テスト情報の提供をタイムリーに行う。		
消費者基本計画 施策番号21番		3 「食品と放射能」に関するリスクコミュニケーション等の強化と安全啓発事業の展開	「食品と放射能」に関するリスクコミュニケーション等を強化するとともに、引き続き、安全啓発事業を展開する。		
消費者基本計画 施策番号21-2番		4 食品と放射能に関する消費者理解の増進に必要な取組の措置	消費者理解の増進に必要な措置を講じ、風評被害の払しょくを図る。		
消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)		測定指標	目標		
消費者基本計画 総論 第3		1 計画に盛り込まれた施策の実施状況についての検証・評価と、それによって必要となる「消費者基本計画」の見直しについての閣議決定	毎年度、計画に盛り込まれた施策の実施状況について、検証・評価・監視を行い、この結果必要となる「消費者基本計画」の見直しについて閣議決定を行う。		
消費者基本計画 施策番号5・6		2 適切な分析及び情報提供の実施並びに注意喚起や商品テスト情報のタイムリーな提供	適切な分析及び情報提供について、継続的に実施する。 引き続き、消費者被害の発生動向を常時的確に把握し、注意喚起や商品テスト情報の提供をタイムリーに行う。		
消費者基本計画 施策番号21番		3 「食品と放射能」に関するリスクコミュニケーション等の強化と安全啓発事業の展開	「食品と放射能」に関するリスクコミュニケーション等を強化するとともに、引き続き、安全啓発事業を展開する。		
消費者基本計画 施策番号21-2番		4 食品と放射能に関する消費者理解の増進に必要な取組の措置	消費者理解の増進に必要な措置を講じ、風評被害の払しょくを図る。		
消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)		測定指標	目標		
消費者基本計画 総論 第3		1 計画に盛り込まれた施策の実施状況についての検証・評価と、それによって必要となる「消費者基本計画」の見直しについての閣議決定	毎年度、計画に盛り込まれた施策の実施状況について、検証・評価・監視を行い、この結果必要となる「消費者基本計画」の見直しについて閣議決定を行う。		
消費者基本計画 施策番号5・6		2 適切な分析及び情報提供の実施並びに注意喚起や商品テスト情報のタイムリーな提供	適切な分析及び情報提供について、継続的に実施する。 引き続き、消費者被害の発生動向を常時的確に把握し、注意喚起や商品テスト情報の提供をタイムリーに行う。		
消費者基本計画 施策番号21番		3 「食品と放射能」に関するリスクコミュニケーション等の強化と安全啓発事業の展開	「食品と放射能」に関するリスクコミュニケーション等を強化するとともに、引き続き、安全啓発事業を展開する。		
消費者基本計画 施策番号21-2番		4 食品と放射能に関する消費者理解の増進に必要な取組の措置	消費者理解の増進に必要な措置を講じ、風評被害の払しょくを図る。		

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁25 - (1))

消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)		測定指標	目標	目標年度
消費者基本計画 施策番号37-2番 合法ハーブ等と称して販売される薬物の取締り体制の強化等を推進するとともに、消費者への情報提供・啓発活動を実施します。		6 取締り体制の強化等の推進及び消費者への情報提供・啓発活動の実施	取締り体制の強化等を推進するとともに、消費者への情報提供・啓発活動を実施する。	平成25年度
消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)		測定指標	目標	目標年度
消費者基本計画 施策番号43番 特定商取引法の適用除外とされた法律などの消費者保護関連法について、消費者被害の状況などを踏まえ厳正な法執行を行うとともに、執行状況について随時とりまとめ、公表します。さらに、当該状況を踏まえ、必要な執行体制強化や制度改正などを行います。 消費者庁は、消費者委員会の意見を聞きながら、必要に応じ各省庁の具体的な取組を促します。		7 厳正な法執行及び執行状況の公表	引き続き、関係省庁において、厳正な法執行を行うとともに、執行状況について随時取りまとめ、公表する。	平成25年度
消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)		測定指標	目標	目標年度
消費者基本計画 施策番号46番 改正貸金業法を円滑に実施するために必要な施策を検討します。多重債務問題の解決のために、丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化などを柱とする「多重債務問題改善プログラム」を着実に実施します。		8 「多重債務問題改善プログラム」及び「借り手の目線に立った10の方策」に基づく方策の実施	引き続き、「多重債務問題改善プログラム」及び「借り手の目線に立った10の方策」に基づき、借り手等の実情を踏まえた方策を重層的に実施する。	平成25年度
消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)		測定指標	目標	目標年度
消費者基本計画 施策番号60番 未公開株、社債、ファンド取引等を利用した高齢者などを狙った詐欺的商法による新たな消費者被害の事案について、情報集約から取締りまでを一貫してかつ迅速に行う体制のもと、取締りを強化します。また、高齢者に被害が集中していることを踏まえ、多様なチャネルを通じた注意喚起・普及啓発を強化します。さらに、被害の防止・回復の迅速化等に向けた制度の運用・整備の在り方についても検討を行います。 特に、無登録業者や無届募集者等による違法な勧誘行為について、国民に対する情報提供と注意喚起を一層充実させます。悪質な業者に対しては文書による警告を行うほか、関係行政機関の間で情報交換・意見交換を行うことにより、被害の未然防止及び拡大防止を図ります。		9 詐欺的商法による新たな消費者被害の事案への制度の運用・整備の在り方についての検討	引き続き、未公開株等の取引等を利用した高齢者などを狙った詐欺的商法による新たな消費者被害の事案について、取締りの強化、注意喚起・普及啓発の強化及び被害の防止・回復の迅速化等に向けた制度の運用・整備の在り方についての検討を適宜行う。	平成25年度
消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)		測定指標	目標	目標年度
消費者基本計画 施策番号60-2番 CO2排出権取引への投資に係る諸問題について、相談の実態や類似の取引に対する規制の状況等を踏まえ、効果的な対応策について検討します。		10 状況等の把握、厳正な法執行、普及啓発の強化、効果的な制度及びその運用の在り方についての検討	CO2排出権取引への投資に係る消費者からの相談、取扱事業者の実態、国内外の取引の状況等の把握に努める。関係省庁と相談の実態や類似の取引に対する規制の状況等について情報共有の場を設けて、厳正な法執行並びに普及啓発の強化並びに効果的な制度及びその運用の在り方についての検討を実施する。	平成25年度

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁25 - (1))

消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)	測定指標	目標	目標年度
<p>消費者基本計画 施策番号60-3番</p> <p>消費者の財産被害に係るすき間事案への行政措置が導入された改正消費者安全法を厳正に執行します。</p>	<p>11 改正消費者安全法の厳正な執行</p>	<p>改正消費者安全法を厳正に執行する。</p>	<p>平成25年度</p>
<p>消費者基本計画 施策番号106-3番</p> <p>高齢者や障害者の消費者被害を防止するため、成年後見制度について、国民生活センター、消費生活センター等の様々な経路も活用し、制度の周知を図ります。</p>	<p>12 成年後見制度の周知</p>	<p>成年後見制度の周知を図る。</p>	<p>平成25年度</p>
<p>消費者基本計画 施策番号108番</p> <p>審議会委員の選任に当たっては、当該審議会の性格等に応じて、生活者・消費者を代表する委員の選任に努めます。</p>	<p>13 「消費者団体基本調査」の関係省庁等への配付及び生活者・消費者を代表する審議会委員の選任</p>	<p>引き続き、関係府省庁において、審議会委員の選任に当たって、生活者・消費者を代表する委員の選任に努められるよう、消費者庁の消費者団体との情報・意見交換システムの活用等の協力を行う。</p>	<p>平成25年度</p>
<p>消費者基本計画 施策番号136番</p> <p>労働相談など他の相談機関においても、消費生活に関するトラブルについて、消費生活相談窓口を案内できるような取組を進めます。</p>	<p>14 消費生活に関するトラブルについて消費生活相談窓口を案内できるような取組の推進</p>	<p>引き続き、消費生活に関するトラブルについて、消費生活相談窓口を案内できるような取組を進める。</p>	<p>平成25年度</p>
<p>消費者基本計画 施策番号137番</p> <p>消費者政策担当課長会議等について、消費者政策の推進等について密接な連絡、情報交換等を行うほか、消費者問題への迅速かつ的確な対応を図る観点から機動的に開催します。</p>	<p>15 消費者政策担当課長会議等の機動的開催</p>	<p>引き続き、消費者政策担当課長会議等を機動的に開催する。</p>	<p>平成25年度</p>

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁25 - (1))

消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)	測定指標	目標	目標年度
<p>消費者基本計画 施策番号153-2・171番</p> <p>インターネットをはじめとする高度情報通信技術を活用した国内外の事業者との取引に関する消費者問題に関し、被害の抑止及び救済の実効性の確保など消費者の安全・安心の確保に向けた施策について、以下の事項を中心に実施します。</p> <p>決済代行業者の名称、連絡先などの分かりやすい表示の仕組みの整備 インターネット取引に係る事業者が守るべき表示の留意事項の提示 広告表示に対するネット上の監視活動の強化 越境取引に関する消費者トラブルの解決に向けた各国消費者相談窓口間のネットワークの構築 関係事業者、消費者団体等の参加する「インターネット消費者取引連絡会」の運営 二国間会議、国際連合国際商取引委員会(UNCITRAL)の作業部会も活用した越境電子商取引のトラブル解決の在り方についての検討</p>	<p>16 消費者の安全・安心の確保に向けた施策の実施</p>	<p>24年度の取組を踏まえ、消費者の安全・安心の確保に向けた施策を引き続き実施する。 引き続き、制度の運営を実施する。 インターネット取引に係る事業者が守るべき表示の留意事項の周知を継続的に実施する。 インターネット上の広告表示に関して、引き続き、景品表示法、特定商取引法等の厳正な執行を行う。 引き続き、消費者庁越境消費者センター(CCCJ)の運営を実施する。 今後も随時開催を行う。 今後も継続的に検討を行う。</p>	<p>平成25年度</p>
<p>消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)</p> <p>消費者基本計画 施策番号168番</p> <p>OECD消費者政策委員会(CCP)において、加盟国における消費者問題の解決制度の現状比較、現在進められている製品安全に関する情報共有の取組等、幅広い消費者問題に関する検討に積極的に参画します。</p>	<p>17 OECD 会合及び関連作業グループ会合等への積極的参画</p>	<p>引き続き、OECD会合及び関連作業グループ会合等における幅広い消費者問題に関する検討に積極的に参画する。</p>	<p>平成25年度</p>
<p>消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)</p> <p>消費者基本計画 施策番号169番</p> <p>二国間・地域間・多国間における消費者問題について、政策対話の実施等を通じ、国際的な連携の強化を図ります。</p>	<p>18 日中韓等の地域間及び二国間での政策対話の実施等を通じた国際的な連携</p>	<p>引き続き、日中韓等の地域間及び二国間での政策対話の実施等を通じた国際的な連携を図る。</p>	<p>平成25年度</p>
<p>消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)</p> <p>消費者基本計画 施策番号170番</p> <p>「消費者保護及び執行のための国際ネットワーク」(ICPEN)等を通じて、法執行機関の国際的な連携の強化を図ります。併せて、国際的な消費者トラブル事例を収集する「eConsumer.gov 日本語サイト」を充実し、関係国の執行機関との間で情報を共有します。</p>	<p>19 ICPEN 等を通じた法執行機関の国際的な連携強化</p>	<p>引き続き、ICPEN等を通じた法執行機関の国際的な連携強化に取り組む。</p>	<p>平成25年度</p>
<p>消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)</p> <p>消費者基本計画 施策番号175番</p> <p>消費者自身が社会の一構成員としての自覚を持ち、主体的に行動することが重要であるような課題について、消費者教育・啓発への取組を有効に活用しつつ、積極的な取組を支援する具体的施策を推進します。</p>	<p>20 積極的な取組を支援する具体的施策の推進</p>	<p>消費者教育・啓発への取組を有効に活用しつつ、積極的な取組を支援する具体的施策を推進する。</p>	<p>平成25年度</p>

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁25 - (1))

消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)	測定指標		目標			目標年度
	23年度	24年度	25年度当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成25年 行政事業レビュー 事業番号
消費者基本計画 施策番号176番 消費者基本法に基づき、前年度に講じた消費者政策の実施の状況を「消費者白書」として国会に報告するとともに、広く国民や関係団体、海外に向けて情報提供します。	20 「消費者白書」の国会への報告及び国民や関係団体への情報提供		前年度に講じた消費者政策の実施の状況を「消費者白書」として国会に報告するとともに、広く国民や関係団体に情報提供する。			平成25年度
達成手段(開始年度)	補正後予算額		25年度当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成25年 行政事業レビュー 事業番号
	23年度	24年度				
(1)インターネット取引調査等経費	108,375千円 (97,053千円)	46,634千円 (52,821千円)	59,254千円	16	・主にインターネットを活用した越境取引における消費者トラブル解決支援のため、各国消費生活相談窓口間の連携・ネットワーク構築をに向けた実証調査を行う。特に、近年我が国消費者の取引が増加している中国国内の消費生活相談及び消費生活相談機関に関する実態について調査を行い、我が国消費者が中国事業者との間でトラブルに遭遇した場合、その解決支援に当たって適切な協力機関の検討に資する調査をする。 ・インターネット消費者取引の決済時点における決済代行業者に関するトラブルの未然防止、トラブル時の連絡先の確保のため、消費者にとって決済代行業者が介在する取引であることを分かりやすく示す決済代行業者登録制度の運用を行う。	0001
(2)消費者政策企画・立案経費	31,291千円 (25,571千円)	109,197千円 (81,521千円)	90,889千円	1	・検証・評価のプロセスの透明性を確保し、関係者・関係団体等の意見を施策に反映させるため、「消費者基本計画」の検証・評価の結果の報告書及び改訂された「消費者基本計画」の報告書を作成する。 ・また、地方公共団体や各地の消費者団体等が主催する研修会、説明会に出席し、「消費者基本計画」についての周知・情報提供を行うとともに、今後行う同計画の検証・評価・監視に活かすための意見聴取等を実施する。さらに、消費者への必要な情報提供の一環として、冊子「ハンドブック消費者」を作成する。	0002
(3)消費者の財産被害に関する情報の集約・分析・対応経費	171,769千円 (75,728千円)	61,204千円 (34,538千円)	80,205千円	2	・消費者安全法第13条に基づき、消費者庁が得た様々な情報を迅速かつ的確に集約・分析し、取りまとめた結果を、関係行政機関、地方公共団体及び国民生活センターに提供するとともに、消費者委員会及び国会へ報告を行う。 ・主に財産被害に係る消費者事故等の端緒情報について、消費者問題の有識者をメンバーとするネットワークにおいて、電子掲示板を通じた端緒情報収集・共有を常時行い、消費者への情報提供につなげる。同時に各ブロックごとにメンバーが一同に会する情報検討会を開催し、端緒情報のメルクマールの設定や、情報の体系的な収集・通知制度の構築について、検討・意見交換を行う。また、消費者事故等のうち既存の法令や規制体系においては直ちに対処することが困難なケースが発生した場合に、当該商品・サービスの国内外の取引実態や規制状況を調査し、有識者検討会の助言も踏まえ、政府の対応方針を検討する。	0003
(4)高齢消費者の二次被害防止モデル事業	0千円 (0千円)	0千円 (0千円)	25,980千円	2	高齢消費者に対する悪質商法の二次被害を防止するためのモデル事業として、3か所のモデル事業の対象都道府県において、被害を受けた高齢者に対して、定期的に電話をすることで、情報収集や注意喚起を実施するとともに、特に必要と認められる高齢者に対して通話録音装置を配布して、録音データを手口公表・行政処分等へ活用を試み、その結果を分析・検証する。	新25- 0001

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁25 - (2))

施策名	消費生活に関する制度の企画・立案・推進	担当部局名	消費者制度課	作成責任者名	消費者制度課長 加納 克利
政策体系上の位置付け	(政策分野)消費者政策 (政策)消費者政策の推進			政策評価 実施予定時期	平成26年8月
施策の概要	<p>1. 集団的消費者被害救済制度の検討 事業者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をなく奪し、被害者を救済するための制度について、適格消費者団体による損害賠償等団体訴訟制度、課徴金制度の活用を含めた幅広い検討を加え、必要な措置を講じる。</p> <p>2. 適格消費者団体の認定、監督、支援 適格消費者団体による差止請求関係業務の遂行に必要な資金の確保、情報面における支援措置その他の適格消費者団体に対する支援の在り方について見直しを行い、必要な措置を講じる。地域において適格消費者団体が設立され適切に運営されるように、また、消費者被害の未然防止・拡大防止の観点から、適格消費者団体が業務を円滑に実施できるよう、情報面での支援等を実施する。 消費者団体訴訟制度が濫用・悪用されないよう適格消費者団体の認定及び監督を適正に行う。</p> <p>3. 消費者契約法の運用・見直し 消費者契約法に関し、消費者契約の不当勧誘・不当条項規制の在り方について、民法(債権関係)改正の議論と連携して検討する。 消費者団体訴訟制度における差止訴訟の対象について、適格消費者団体による活用状況を踏まえつつ、その拡大について検討する。</p> <p>4. 公益通報者保護法の推進 公益通報者保護法について、法の周知・啓発を引き続き図り、事業者や行政機関における公益通報窓口の整備等を促進する。</p>				
達成すべき目標	<p>1. 集団的消費者被害救済制度の検討 国会提出中の消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案について、成立後円滑な施行に向けた必要な準備を行うとともに、制度の周知・広報に取り組み。また、財産の隠匿・散逸防止策及び行政による経済的不利益賦課制度について、「消費者の財産被害に係る行政手法研究会」で取りまとめられた報告書を踏まえ、検討を行う。</p> <p>2. 適格消費者団体の認定、監督、支援 適格消費者団体と意見交換を行い、その結果を踏まえ、具体的な支援策について検討するとともに適格消費者団体における認定NPO法人制度に関する理解を深め、同団体における認定申請を促す。また、PIO - NET端末の設置について、利用可能となるよう具体化を進めるとともに、消費者団体訴訟制度の周知・広報、適格消費者団体への情報面での支援、適格消費者団体の認定・監督を適正に行う。</p> <p>3. 消費者契約法の運用・見直し 平成23年度に行った消費者契約に関する裁判等の収集・分析結果を活用するとともに、民法改正議論と連携した消費者契約の不当勧誘・不当条項の在り方及び消費者団体訴訟制度における差止請求の拡大について検討する。</p> <p>4. 公益通報者保護法の推進 説明会等の実施や広報資料の配布等によって、公益通報者保護法の周知・啓発、公益通報窓口の整備等の促進に努める。 公益通報者保護専門調査会による消費者委員会報告(平成23年2月)や消費者委員会による「公益通報者保護制度の見直しに関する意見」(平成23年3月)等を踏まえ、必要な措置を講じる。</p> <p>上記1.～4.のとおり、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策並びに消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策のうち、消費生活に関する制度等を企画・立案・推進することにより、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に資する。</p>				

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁25 - (2))

目標設定の考え方・根拠 (施策に係る内閣の重要政策)		消費者基本計画(平成22年3月30日閣議決定) 施策番号 42, 109, 110, 127, 128, 130 消費者行政推進基本計画(平成20年6月27日閣議決定)「被害者救済のための法的措置の検討を進める。」		
消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)		測定指標	目標	
			目標年度	
消費者基本計画 施策番号42番 消費者契約法に関し、消費者契約に関する情報提供、不招請勧誘の規制、適合性原則を含め、インターネット取引の普及を踏まえつつ、消費者契約の不当勧誘・不当条項規制の在り方について、民法(債権関係)改正の議論と連携して検討します。 また、消費者団体訴訟制度における差止訴訟の対象について、適格消費者団体による活用状況を踏まえつつ、その拡大について、関係省庁の協力を得て検討します。		1 消費者契約法の規定の在り方についての検討状況	消費者委員会における「消費者契約法に関する調査作業チーム」の会合への出席、法務省における「法制審議会民法(債権関係)部会」へ関係官としての出席及び25年2月26日に取りまとめられた民法(債権関係)改正に関する中間試案とそれに係る意見募集において寄せられた意見を踏まえて、消費者契約法の規定の在り方について検討を行う。	平成25年度
消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)		測定指標	目標	
			目標年度	
消費者基本計画 施策番号109番 消費者からの情報・相談を受け付ける体制を整備します。		2 消費者がアクセスしやすい公益通報者保護制度相談ダイヤルの運営(1か月当たりの受付件数) 3 消費者がアクセスしやすい個人情報保護法質問ダイヤルの運営(1か月当たりの受付件数)	消費者からの情報・相談を受け付ける体制の整備を継続的に実施。	平成25年度
消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)		測定指標	目標	
			目標年度	
消費者基本計画 施策番号110番 加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益を没収し、被害者を救済するための制度について、いわゆる父権訴訟、適格消費者団体による損害賠償等団体訴訟制度、課徴金制度の活用を含めた幅広い検討を加え、消費者委員会の意見を聞きながら、必要な措置を講じます。		4 集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の検討、周知・広報状況 5 財産の隠匿・散逸防止策及び行政による経済的不利益賦課制度の検討状況	「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案」を早期に国会へ提出する。法案成立後においては、円滑な施行に向けた必要な準備を行うとともに、制度の周知・広報に取り組む。 財産の隠匿・散逸防止策及び行政による経済的不利益賦課制度について、「消費者の財産被害に係る行政手法研究会」で取りまとめられた報告書を踏まえ、検討を行う。	平成25年度 平成25年度

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁25 - (2))

消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)	測定指標	目標	目標年度
<p>消費者基本計画 施策番号127番</p> <p>適格消費者団体による差止請求関係業務の遂行に必要な資金の確保、情報面における支援措置その他の適格消費者団体に対する支援の在り方について見直しを行い、必要な措置を講じます。</p>	6 適格消費者団体との意見交換回数	適格消費者団体と意見交換を行い、その結果を踏まえ、具体的な支援策について検討する。	平成25年度
	7 認定NPO法人の認定を受けた適格消費者団体数	適格消費者団体における認定NPO法人制度に関する理解を深め、同団体における認定申請を促す。	平成25年度
消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)	測定指標	目標	目標年度
<p>消費者基本計画 施策番号128番</p> <p>地域において適格消費者団体が設立され適切に運営されるように、また、消費者被害の未然防止・拡大防止の観点から、消費者団体訴訟制度の周知・広報及び説明を行うほか、適格消費者団体が業務を円滑に実施できるよう、PIO - NET端末の設置に向けて検討を進めることや、判決等の公表・周知を通じた情報面での支援等を実施します。 また、制度が濫用・悪用されないよう適格消費者団体の認定及び監督を適正に行います。</p>	8 判決等の公表件数	消費者団体訴訟制度の周知・広報、適格消費者団体への情報面での支援、適格消費者団体の認定・監督を適正に行う。	平成25年度
	9 普及啓発事業の実施状況		
	10 適格消費者団体に対する調査・事情聴取の実施状況		
	11 申請を受けてから認定までに要した期間	適格消費者団体において利用可能となるよう、関係者との調整を進める。	平成25年度
12 PIO - NET端末の設置についての検討状況			

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁25 - (2))

消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)	測定指標		目標			目標年度
	23年度	24年度	25年度当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成25年行政事業レビュー事業番号
消費者基本計画 施策番号130番 公益通報者保護法について、説明会の実施等による法の周知・啓発を引き続き図り、事業者や行政機関における公益通報窓口の整備等を促進します。消費者委員会報告等を踏まえ、法や通報処理制度の実態についての調査検討等を行い、必要に応じて適切な措置を講じます。	13 公益通報者保護法説明会の回数・参加者数・満足度		説明会等の実施や広報資料の配布等によって、公益通報者保護法の周知・啓発、公益通報窓口の整備等の促進に努める。			平成25年度
	14 行政機関向け公益通報研修会の回数・参加者数・満足度					
	15 行政機関における通報・相談窓口の設置率					
	16 消費者委員会(専門調査会)の検討を踏まえた取り組み		公益通報者保護専門調査会による消費者委員会報告(平成23年2月)や消費者委員会による「公益通報者保護制度の見直しに関する意見」(平成23年3月)等を踏まえ、必要な措置を講じる。			平成25年度
達成手段(開始年度)	補正後予算額		25年度当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成25年行政事業レビュー事業番号
	23年度	24年度				
(1)消費生活に関する制度の企画・立案・推進経費	54,568千円 (25,744千円)	63,343千円 (47,535千円)	58,857千円	1, 4 ~ 12	・消費者団体訴訟制度や集団的消費者被害回復に係る新しい訴訟制度の周知・啓発 ・適格消費者団体の認定・監督、適格消費者団体間の連携・協力 ・消費者契約法の運用・見直しに向けた検討	0004
(2)公益通報者保護の推進に必要な経費	21,776千円 (12,331千円)	24,042千円 (19,156千円)	19,295千円	2, 13 ~ 16	・公益通報者保護法説明会及び行政機関向け公益通報研修会等の実施 説明会及び行政機関向け研修会等を実施することにより、公益通報者保護制度の更なる周知・啓発及び通報・相談体制を整備促進する。	0005

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁25 - (3))

施策名	個人情報保護に関する施策の推進		担当部局名	消費者制度課		作成責任者名	消費者制度課長 加納 克利	
政策体系上の位置付け	(政策分野)消費者政策 (政策)消費者政策の推進					政策評価 実施予定時期	平成26年8月	
施策の概要	誰もが安心して高度情報通信社会の便益を享受するための制度的基盤である「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)の円滑な施行のため、関係行政機関、地方公共団体と密接に連携しつつ法制度の普及・定着を図るとともに、個人情報保護法制の国際的な協調を図り、我が国の制度について国際的な理解を深めるための取組を実施。							
達成すべき目標	「個人情報の保護に関する基本方針」(平成16年4月2日閣議決定、平成20年4月25日及び平成21年9月1日一部変更)に基づき、法制度の周知徹底、苦情の円滑な処理の推進等を図るとともに、内閣府消費者委員会における個人情報保護法の問題点についての審議に協力し、その結果を踏まえ検討を行うなど、個人情報保護に関する施策を推進することにより、個人の権利利益を保護し、国民が安心してICT(情報通信技術)の利便を享受できる社会の実現に資する。							
目標設定の考え方・根拠 (施策に係る内閣の重要政策)	消費者基本計画(平成22年3月30日閣議決定) 施策番号 165, 166, 177							
消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)		測定指標		目標				目標年度
消費者基本計画 施策番号165番 「個人情報の保護に関する基本方針」に基づき、法制度の周知徹底、苦情の円滑な処理の推進等を図ります。		1 個人情報保護法に関する説明会(開催場所、参加者数、肯定的評価の割合)		法制度の周知徹底、苦情の円滑な処理の推進等を図る。				平成25年度
消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)		測定指標		目標				目標年度
消費者基本計画 施策番号166番 個人情報保護法については、消費者委員会における法改正も視野に入れた問題点についての審議を踏まえ検討します。		2 消費者委員会又はその専門調査会において個人情報保護法に関連する議題が取り上げられた回数		消費者委員会における法改正も視野に入れた問題点についての審議に協力し、その審議の結果を踏まえ検討する。				平成25年度
消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)		測定指標		目標				目標年度
消費者基本計画 施策番号177番 情報通信技術の進展を踏まえ、プライバシー保護等に配慮したパーソナルデータ(個人に関する情報)のネットワーク上での利用・流通を促進します。 急速に普及が進むスマートフォンにおける利用者情報の取扱いについて、「スマートフォン プライバシー イニシアティブ」(平成24年8月)を踏まえ、利用者に分かりやすい形で説明するなどの方法により、プライバシー保護等に配慮した安心安全な利用環境の確保に向けた取組を推進します。 パーソナルデータの利活用に当たって、事業者に求められる「利用規約等の分かり易い表示」等の消費者との信頼関係を構築するための取組についての普及を推進します。 オープンデータやビッグデータの利活用を推進するためのデータ利活用環境整備を行うため、IT総合戦略本部の下に、新たな検討組織を速やかに設置し、データの活用と個人情報及びプライバシー保護との両立に配慮したデータ利活用ルール策定等を年内できるだけ早期に進めるとともに、監視・監督、苦情・紛争処理機能を有する第三者機関の設置を含む、新た		3 IT総合戦略本部の下に設置される新たな検討組織による検討への協力回数		IT総合戦略本部の下に設置される新たな検討組織による検討に協力する。				平成25年度
達成手段(開始年度)		補正後予算額		25年度当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成25年 行政事業レビュー 事業番号	
		23年度	24年度					
(1)個人情報保護の推進に必要な経費 (平成22年度)		42,592千円 (35,577千円)	30,072千円 (19,129千円)	25,855千円	1	・個人情報保護施策の総合的・一体的推進 ・法律及び制度の内容等に関する情報提供及び啓発 ・国際機関や諸外国政府等への対応 ・法律及び制度の運用に関する情報収集・調査研究	0006	

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁25 - (4))

施策名	消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進	担当部局名	消費生活情報課	作成責任者名	消費生活情報課長 片山 朗
政策体系上の位置付け	(政策分野)消費者政策 (政策)消費者政策の推進			政策評価 実施予定時期	平成26年8月
施策の概要	<p>教育 平成24年12月に施行された「消費者教育の推進に関する法律」第9条に基づき、「消費者教育の推進に関する基本的な方針」を策定するとともに、第19条に基づき設置した「消費者教育推進会議」を開催し、委員相互の情報の交換及び調整を行い、消費者教育を総合的、体系的、効果的に推進する。 消費者教育の基盤整備として、消費者教育関連の教材及び実践事例等に関する情報等を集約して提供している消費者教育ポータルサイトをより充実させるため、随時、掲載情報件数等の拡充を行う。 消費者教育体系イメージマップにおける、幼児期から高齢期までのライフステージ、「消費者市民社会の構築」などの4つの領域ごとに対応した消費者教育用副教材を作成する。</p> <p>普及啓発 各地の消費者支援活動を推進するため、消費者支援活動に極めて顕著な功績のあった個人又は団体に対して、功績をたたえ顕彰する。 消費者トラブルの減少を図るとともに消費者が主役となる社会づくりに向けた機運を高めるため、5月の消費者月間に、消費者庁、地方自治体、事業者及び民間団体等が消費者問題に関する事業を集中的に実施し、消費生活に関する知識等の普及啓発を推進する。 高齢者及び障害者の消費者トラブルの防止等を図るため、高齢者、障害者、および周りの方々に対し消費者トラブルに関する情報提供等を行う仕組みを構築する。 子どもの不慮の事故の減少への寄与を図るため、子どもの事故防止に関する注意喚起情報等を発信するとともに、「子どもを事故から守る！プロジェクト」を推進する。</p>				
達成すべき目標	<p>教育 消費者が生涯にわたって消費生活について学習する機会があまねく求められている状況に鑑み、学校、家庭、地域、職場その他の様々な「場」において消費生活に関する教育が充実されるよう必要な施策を講じることにより、消費者の自立を支援する。</p> <p>普及啓発 消費者団体等との適切な連携の下、消費者問題に関する普及啓発活動を総合的に推進し、消費者の自立を支援する。 高齢者及び障害者の消費者トラブルの防止や子どもの不慮の事故防止等を図るための施策を推進し、高齢・障害消費者の消費者トラブルの防止及び子どもの不慮の事故の減少への寄与を図る。</p>				
目標設定の考え方・根拠 (施策に係る内閣の重要政策)	<p>消費者基本計画(平成22年3月30日閣議決定) 施策番号 9, 87, 87-2, 88, 90, 94, 96, 97, 105, 129, 135 消費者行政推進基本計画(平成20年6月27日閣議決定) ・消費者教育や啓発に係る地方支援、(中略)などに取り組む。 ・国がこれまで行ってきた直轄事業(PIO-NE Tの整備、研修、消費者教育や啓発への支援等)についても充実するとともに、(以下、略)</p>				
消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)		測定指標	目標		目標年度
<p>消費者基本計画 施策番号9番</p> <p>子どもの事故防止について、国自らの取組を加速化・重点化するとともに、家庭、学校、サ-クル、消費者団体、事業者、自治体等の取組を促進する「子どもを事故から守る！プロジェクト」を展開します。また、子どもに対するライター-の使用の安全対策を検討します。</p>		1. メール配信サービス「子ども安全メールfrom消費者庁」の登録者数。	登録者数30,000件		平成25年度
消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)		測定指標	目標		目標年度
<p>消費者基本計画 施策番号87番</p> <p>消費者庁のリーダーシップのもと、関係省庁、学識経験者、消費者団体、教育関係者等をメンバーとする「消費者教育推進会議」を開催し、これまでに蓄積された研究・実践の成果を生かして小学生から大学生、そして成人に至るまでの各ライフステージに応じた消費者教育を、様々な主体が連携して体系的に進める体制を確立します。推進会議において取りまとめた「消費者教育推進のための課題と方向」を踏まえ、消費者庁、文部科学省及び関係省庁による消費者教育の充実を図ります。 また、消費者教育に関する法制の整備について検討を行います。</p>		2. 会議の開催回数など	消費者教育の推進に関する基本的な方針等を踏まえ、消費者教育推進会議及び小委員会等を開催し、消費者教育推進のための具体策を提案する。		平成25年度

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁25 - (4))

消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)	測定指標	目標	目標年度
<p>消費者基本計画 施策番号87-2番</p> <p>消費者教育の推進に関する基本的な方針案について、消費者教育推進会議などから意見を聴き、基本方針を策定する。その基本方針に基づき、引き続き、消費者教育推進会議を開催し、消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進を検討します。</p>	3 会議の開催回数など	消費者教育の推進に関する基本的な方針等を踏まえ、消費者教育推進会議及び小委員会等を開催し、消費者教育推進のための具体策を提案する。	平成25年度
<p>消費者基本計画 施策番号88番</p> <p>関係行政機関等で作成された消費者教育関連の教材及び実践事例等に関する情報等を集約したポータルサイトを拡充し、消費者教育に関する情報と知見の共有を進めます。</p>	4 ポータルサイト上の提供情報	消費者教育に関する情報と知見の共有化を目指して、消費者教育ポータルサイトの適切な運用を行うとともに、教材や取組等の情報提供の拡充及び充実を図る。また、消費者教育ポータルサイトの双方向化についての検討などを行う。	平成25年度
<p>消費者基本計画 施策番号90番</p> <p>消費者庁及び文部科学省が密接に連携し、消費者教育を推進するために、地方公共団体において教育委員会と消費者行政担当部局との連携を図るなど消費者教育の推進体制の整備を促進します。</p>	5 消費者教育推進体制整備の促進に関する文部科学省との連携(研究協議会の参加者数)	消費者庁及び文部科学省が密接に連携し、消費者教育を推進するために、地方公共団体において教育委員会と消費者行政担当部局との連携を図るなど消費者教育の推進体制の整備を促進することとする。	平成25年度
<p>消費者基本計画 施策番号94番</p> <p>新学習指導要領の内容を反映した副読本や教材などの作成、担当省庁、国民生活センター、金融広報中央委員会が有する情報や知識を活用した教育・啓発事業及び教員の指導力向上を目指したセミナーの開催等については、文部科学省や教育委員会と連携を図るとともに、外部の専門家などの協力も得ながら、学校における消費者教育に対する支援を行います。</p>	6 副教材の作成数及びポータルサイト上の提供情報	消費者教育の体系イメージマップの幼児期から高齢期までのライフステージ、対象領域ごとの目標に対応した副教材を作成し、消費者教育ポータルサイト(前掲:施策番号88)にて提供することにより、学校における消費者教育の推進を行う。	平成25年度
<p>消費者基本計画 施策番号96番</p> <p>担当省庁、国民生活センター、金融広報中央委員会が有する情報や知識を活用した消費者教育用教材等の作成・配布、出前講座の実施、又は地域で開催される講座等への講師派遣などを行い、社会教育施設等地域における消費者教育の推進を行います。 特に、金融経済教育は、消費者教育の重要な要素であることから、金融経済教育の内容を消費者教育の内容に盛り込むとともに、金融経済教育と連携した消費者教育を推進することが重要です。</p>	7 副教材の作成数及びポータルサイト上の提供情報	消費者教育の体系イメージマップの幼児期から高齢期までのライフステージ、対象領域ごとの目標に対応した副教材を作成し、消費者教育ポータルサイト(前掲:施策番号88)にて提供する、地方公共団体等の出前講座の紹介等、消費者教育に関する様々な情報の提供を行い、地域における消費者教育の推進を行う。	平成25年度

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁25 - (4))

消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)		測定指標		目標		目標年度
消費者基本計画 施策番号97番 教育関係者、消費者団体・NPO、企業・事業者団体等の多様な主体の参画・連携による消費者教育のための連携の場を創設するとともに、連携の際の役割分担や取組手法について検討し、その成果を全国的に情報提供します。		8 消費者教育推進体制整備の促進に関する文部科学省との連携(研究協議会の参加者数)		文部科学省と連携を図り、多様な主体の連携による消費者教育を推進することに資する施策を進めていく。		平成25年度
消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)		測定指標		目標		目標年度
消費者基本計画 施策番号105番 国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食育の一環として、食品の安全性、栄養、食習慣などについての正確な情報の提供等を推進します。		9 啓発資料等の配布		食品の安全性、栄養、食習慣などについての正確な情報の提供等を推進する。		平成25年度
消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)		測定指標		目標		目標年度
消費者基本計画 施策番号129番 消費者団体等と継続的な意見交換の場を設け、消費者団体等相互の連携強化や消費者問題の実情に関する現場の意見・政策提言を吸い上げるとともに、消費者団体が行う公益的な活動についての育成・支援の在り方を検討します。		10 消費者団体との意見交換会の開催(回数)		消費者団体との意見交換会を地方を含め6回開催。		平成25年度
		11 消費者団体を実施するシンポジウム等への出席(回数)		消費者団体を実施するシンポジウム等に24回出席。		平成25年度
消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)		測定指標		目標		目標年度
消費者基本計画 施策番号135番 消費者を主役とした行政に向けて国家公務員に対し、消費生活センター等における窓口業務を体験する研修の実施を図ります。		12 研修の回数、参加者数及び研修参加者の評価(アンケート)		国家公務員向けの消費生活センター等における窓口業務を体験する研修を着実に実施する。		平成25年度
達成手段(開始年度)		補正後予算額		25年度当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等
		23年度	24年度			
(1)消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進経費		75,158千円 (36,697千円)	74,667千円 (27,073千円)	58,671千円	1～12	消費者の安全、安心を実現するため、だまされない賢い消費者、社会の発展と改善に積極的に参加する自立した消費者を育てることが大切であり、そのために消費者教育・普及啓発における政策の企画・立案・推進等を行う。 0007

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁25 - (5))

施策名	物価対策の推進	担当部局名	消費生活情報課	作成責任者名	消費生活情報課長 片山 朗		
政策体系上の位置付け	(政策分野)消費者政策 (政策)消費者政策の推進			政策評価 実施予定時期	平成26年8月		
施策の概要	各種公共料金の改定等の内容について、物価問題に関する関係閣僚会議への付議や関係省庁との協議において、消費者に与える影響を十分考慮すべく所要の調整を行う。また、内外価格差など公共料金に関する調査を行い消費者への情報提供などを行う。なお、災害等の緊急時においては、物価担当官会議を開催し、関係府省連携の下で生活関連物資等の価格動向の調査・監視や需給・価格動向について、国民への情報提供を行う。						
達成すべき目標	物価の安定に資する施策の推進により、国民生活の安定と国民経済の円滑な運営を目指す。						
目標設定の考え方・根拠 (施策に係る内閣の重要政策)	消費者基本計画(平成22年3月30日閣議決定) 施策番号 67-2						
消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)		測定指標	目標		目標年度		
消費者基本計画 施策番号67-2番 公共料金等の決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金の適正性の確保を保つ観点から、以下の施策について検討し、取り組みます。 所管省庁における公共料金等に係る情報公開の実施状況についてフォローアップ 公共料金等の決定過程で開催される公聴会や審議会における消費者参画の実質的な確保 据え置きが続いている公共料金等を含め料金の妥当性を継続的に検証する具体的方法の検討と実施		1 公共料金等の決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金の適正性の確保を保つ観点からの施策の検討及び取り組み	消費者委員会を活用して、「消費者参画の実質的な確保」の実施に向けた所管省庁の取組状況に関するフォローアップに向けた作業、「料金妥当性の検証」の検討に資する材料を整理する。 (「公共料金等に係る情報公開の実施状況フォローアップ」は、平成24年度に消費者委員会を設置された公共料金等専門調査会による各省庁ヒアリング等を行ったことにより実施済み。)		平成25年度		
消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)		測定指標	目標		目標年度		
内外価格差など公共料金に関する調査及び消費者への情報提供		2 公共料金に関する調査 3 ウェブサイトを通じた消費者への情報提供	内外価格差など公共料金に関する調査を行い、ウェブサイトを通じた消費者への情報提供を行う。		平成25年度		
達成手段(開始年度)		補正後予算額		25年度当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成25年 行政事業レビュー 事業番号
		23年度	24年度				
(1)物価対策の推進に必要な経費		12,024千円 (1,041千円)	15,799千円 (7,227千円)	44,830千円	1, 2, 3	内外価格差等、公共料金に関する調査を行い実態を把握するとともに、消費者への情報提供を行う。	0008

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁25- (6))

施策名	地方消費者行政の推進	担当部局名	地方協力課	作成責任者名	地方協力課長 村松 茂
政策体系上の位置付け	(政策分野)消費者政策 (政策)消費者政策の推進			政策評価 実施予定時期	平成26年8月
施策の概要	<p>地方消費者行政の課題及び消費者庁としての取組・地方公共団体への期待をまとめた「地方消費者行政の充実・強化のための指針」に基づく施策を、着実に推進していく。</p> <p>消費生活センターの法制上の位置付けや適正な配置、相談員の配置や処遇などの望ましい姿や、地方との役割分担等を踏まえた国による人材面、ノウハウ面、情報面、財政面などの支援、連携、協働の在り方について、地方消費者行政・消費生活相談体制の実態調査や内閣府消費者委員会における審議を踏まえ、全般的に検討を行う。</p> <p>「消費者ホットライン」について、その運用や活用状況を踏まえつつ、消費者の利便に資する形で引き続き実施し、消費生活センターや相談窓口の周知徹底に努める。さらに、全国共通の電話番号から身近な相談窓口を案内する「消費者ホットライン」の実施を通じ、その運用や活用状況を踏まえつつ、消費者の利便に資する形で引き続き実施し、消費生活センターや相談窓口の周知徹底に努める。</p>				
達成すべき目標	地方自治体と連携しながら、地方消費者行政の充実・強化を支援することにより、消費者被害の防止や救済、消費生活の安定や向上を図る。				
目標設定の考え方・根拠 (施策に係る内閣の重要政策)	<ul style="list-style-type: none"> ○消費者基本計画(平成22年3月30日閣議決定) 施策番号 1, 109, 111, 121・122, 122-2, 123, 124, 126, 129, 136 ○消費者行政推進基本計画(平成20年6月27日閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> ・地方の消費生活センター及び国民生活センターを高齢者を含め全ての消費者が何でも相談でき、誰もがアクセスしやすい一元的な消費者相談窓口と位置付け、全国ネットワークを構築する。 ○日本再生戦略(平成24年7月31日閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> ・地方消費者行政の充実・強化に向けた新たな支援策の検討・結論、支援の推進<2012年度に実施すべき事項> ・地方消費者行政の更なる充実・強化に向けた支援の推進(消費生活相談や法執行体制の整備・充実、消費者団体等の多様な主体との連携強化、消費者教育の充実等への支援) ・市町村における消費生活相談体制の人口カバー率: 100%<2015年度までに実施すべき事項> ・消費者被害に遭ってもどこにも相談しなかった人の割合を減少させる<2020年までに実現すべき成果目標> ○第183国会内閣総理大臣施政方針演説 <ul style="list-style-type: none"> ・地方の相談窓口の充実や監視強化などによって、消費者の安全・安心を確保 				
消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)		測定指標	目標		目標年度
消費者基本計画 施策番号1番 ①国民生活センターと連携して、全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET)の刷新を円滑に実施します。 ②PIO-NETに関し、相談員の入力負担の軽減や情報分析機能の向上に資するため、国民生活センターと連携して、複雑なキーワードを付与する方式の見直しによる検索の効率化や、新たな技術の導入による入力負担の軽減など抜本的な刷新に取り組みます。 ③国におけるPIO-NET端末の設置基準に関する検討を踏まえ、国民生活センターと連携して、関係機関にこれを追加配備します。		1 検討会での検討状況	「PIO-NET刷新に関する検討会」中間報告を踏まえ、現場での相談にもっと役立つものにするなどをもととして、引き続き、PIO-NET刷新に向けた作業を進めていく。		平成25年度
消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)		測定指標	目標		目標年度
消費者基本計画 施策番号109番 消費者からの情報・相談を受け付ける体制を整備します。		2 消費者ホットラインの運営(利用件数)	引き続き、効率化を図りながら、一元的な電話番号で消費者からの情報・相談を受け付ける体制の整備を、消費者の利便に資する形で実施する。		平成25年度

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁25- (6))

消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)	測定指標	目標	目標年度
消費者基本計画 施策番号111番 多重債務者対策について、相談窓口の高度化など地方公共団体による地方消費者行政としての取組に対する支援を行います	3 「地方消費者行政活性化基金」を通じた専門家の活用	「地方消費者行政活性化基金」などの活用例の紹介を通じ、地方公共団体における取組が効果的に図られるよう引き続き支援していく。	平成25年度
	4 消費生活相談員等を対象とした国民生活センターでの研修の実施	相談員等のニーズを踏まえ、適切に研修を実施する。	平成25年度
消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)	測定指標	目標	目標年度
消費者基本計画 施策番号121・122番 ① 地方消費者行政活性化・消費生活相談体制の強化について、「地方消費者行政の充実・強化のための指針」に基づく施策を推進し、引き続き地方消費者行政の充実・強化に取り組みます。 ② 地方消費者行政推進本部において、知事や市町村長のリーダーシップの下で進められる取組を支援するとともに、研修の充実などを通じた担当職員の一層の専門性の向上などに取り組みます。 ③ 「東日本大震災」で被害を受けた地方公共団体のバックアップに取り組みます。 ④ 消費生活センターの法制上の位置付けや適正な配置、相談員の配置や処遇などの望ましい姿や、地方との役割分担等を踏まえた国による人材面、ノウハウ面、情報面、財政面などの支援、連携、協働の在り方について、地域住民の意思に基づく充実強化が図られるよう、地方分権改革の理念を踏まえ、地方消費者行政・消費生活相談体制の実態調査や消費者委員会における審議結果なども参考とし、全般的に検討を行います。 ⑤ 平成26年度以降においても地方消費者行政における地方公共団体の積極的な取組を下支えする支援の在り方を検討するとともに、財源の確保に向けて検討を行います。 ⑥ 基金等の活用期間に関する一般準則による地方公共団体への支援の方針を明示するとともに、基金等により整備した消費者行政体制の維持・充実のための方策についての中長期的な観点からの検討及びその結果に基づく所要の対応を行います。	5 消費者庁職員による「現場」との意見交換	全国10ブロックの各担当(1名)が月1回程度は「現場」に出向き、意見交換を行う。	平成25年度
	6 「地方消費者行政活性化基金」終了後の財源の確保	・平成26年度以降においても地方消費者行政における地方公共団体の積極的な取組を下支えする支援の在り方を検討するとともに、財源の確保に向けて検討を行う。 ・基金等により整備した消費者行政体制の自主財源による安定的な維持・充実に働きかける。	平成25年度
	7 執行専門研修の開催	引き続き、執行研修の開催により担当職員の一層の専門性の向上を図る。	平成25年度
	8 「東日本大震災」における自治体へのバックアップの状況、放射性物質検査機器の配備台数など)	・地元自治体からの要請等、地元ニーズを踏まえつつ、国民生活センターと連携して、消費者の安全・安心の確保に向け、地方自治体における食品等の放射性物質検査体制整備を支援する。 ・被災4県に対する震災・原発事故を受けた緊急対応のための財政支援を引き続き実施する。	平成25年度
	9 検討会での検討状況	引き続き、消費生活相談員資格の法的位置付けの明確化等の具体化に向けて必要な事項について検討を行う。	平成25年度
消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)	測定指標	目標	目標年度
消費者基本計画 施策番号123番 「消費者ホットライン」について、国民生活センターと連携して、その運用や活用状況を踏まえつつ、消費者の利便に資する形で引き続き実施し、消費生活センターや相談窓口の周知徹底に努めます。また、通信事業者による通信環境の改善を待ちつつ、直接接続できる消費生活センターや相談窓口をさらに増やします。さらに、国民生活センターでは、現行の土日祝日相談に加えて、平日においても「消費者ホットライン」のバックアップに取り組みます。	10 消費者ホットラインの運営(利用件数)	引き続き、効率化を図りながら、一元的な電話番号で消費者からの情報・相談を受け付ける体制の整備を、消費者の利便に資する形で実施する。	平成25年度
	11 消費者ホットライン接続自治体の拡大(自治体数)	直接接続できる消費生活センターや相談窓口をさらに増やす。	平成25年度

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁25-6)

消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)	測定指標	目標	目標年度
<p>消費者基本計画 施策番号124番</p> <p>都道府県における法執行強化(景品表示法、特定商取引法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律等)を図るため、地方からの研修員受入れ、執行研修の充実等を通じた人材強化、都道府県との連絡会議の開催等を通じた国と都道府県の連携などの支援を行います。</p>	12 消費者行政ブロック会議の開催(回数)	引き続き、開催する。開催に当たっては、必要に応じて改善等を行いながら、より良い形で開催する。	平成25年度
	13 執行専門研修の開催	引き続き、執行研修の開催により担当職員の一層の専門性の向上を図る。	平成25年度
消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)	測定指標	目標	目標年度
<p>消費者基本計画 施策番号126番</p> <p>政策・措置に関する情報を地方公共団体と共有する体制について、関係行政機関及び地方公共団体との連携を密にするなどして整備を行います。各種説明会や連絡会議の場等において引き続き情報共有の徹底を図ります。</p>	14 消費者庁職員による「現場」との意見交換	全国10ブロックの各担当(1名)が月1回程度は「現場」に出向き、意見交換を行う。	平成25年度
	15 「東日本大震災」における自治体へのバックアップの情報共有の状況	消費者行政ブロック会議や各種説明会を通じて、震災への対応状況等について説明し、情報共有を図る。	平成25年度
消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)	測定指標	目標	目標年度
<p>消費者基本計画 施策番号129番</p> <p>消費者団体等と継続的な意見交換の場を設け、消費者団体等相互の連携強化や消費者問題の実情に関する現場の意見・政策提言を吸い上げるとともに、消費者団体が行う公益的な活動についての育成・支援の在り方を検討します。</p>	16 消費者団体が実施するシンポジウム等への出席(回数)	積極的に出席し、意見交換等を行う。	平成25年度
	17 地方消費者グループ・フォーラムの開催(回数)	引き続き開催する。開催に当たっては、必要に応じて改善等を行いながら、より良い形で開催する。	平成25年度
	18 「東日本大震災」における自治体へのバックアップの情報共有の状況	地方消費者グループ・フォーラム等を通じて、震災への対応状況等について説明し、情報共有を図る。	平成25年度
消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)	測定指標	目標	目標年度
<p>消費者基本計画 施策番号136番</p> <p>労働相談など他の相談機関においても、消費生活に関するトラブルについて、消費生活相談窓口を案内できるような取組を進めます。</p>	19 他の行政機関との連携	引き続き、消費生活に関するトラブルについて、消費生活相談窓口を案内できるような取組を進める。	平成25年度

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁25- (6))

達成手段(開始年度)	補正後予算額		25年度当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成25年 行政事業レビュー 事業番号
	23年度	24年度				
(1)地方消費者行政推進経費	240,634千円 (136,922千円)	203,302千円 (156,363千円)	143,889千円	1, 2, 5, 7, 9~18	地方公共団体担当者等「現場」の関係者へのヒアリング、施策の説明会、要望の把握等、連携・交流を図るとともに、地方の消費者行政を担当する組織、職員配置、予算、事業の動向など、地方消費者行政全体の現況を把握し、今後の地方消費者行政支援の施策の検討に活用する。 また、「消費者ホットライン」の継続利用及び運用を行う。 市町村における消費者生活相談体制の人口カバー率：100%＜2015年度までに実施すべき事項＞ (消費者被害に遭ってもどこにも相談しなかった人の割合：前年度比減)	0009
(2)地方消費者行政活性化事業に必要な経費(一般会計)	0千円 (0千円)	6,520,000千円 (6,480,013千円)	500,000千円	—	地方消費者行政における基礎的な取組の下支えと地域社会における消費者問題解決力の向上を目的とし、各都道府県からの申請に基づき、当該各県に造成されている「地方消費者行政活性化基金」を増額するための資金を交付する。	0010
(3)地方消費者行政活性化事業に必要な経費(復興特別会計)	0千円 (0千円)	364,400千円 (364,400千円)	729,400千円	8	被災4県(福島、宮城、岩手、茨城)における食の安全性等に関する消費生活相談対応及び放射性物質測定に必要な体制整備等を行うため、これら被災4県からの申請に基づき、当該各県に造成されている「地方消費者行政活性化基金」を増額するための資金を交付する。	消費1

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁25 - (7))

施策名	消費者の安全確保のための施策の推進	担当部局名	消費者安全課	作成責任者名	消費者安全課長 宗林 さおり
政策体系上の位置付け	(政策分野)消費者政策 (政策)消費者政策の推進			政策評価 実施予定時期	平成26年8月
施策の概要	<p>消費者安全法の「重大事故等」、消費生活用製品安全法の「重大製品事故」については、毎週定期的な件数、事故概要等を公表している。</p> <p>事故情報デ - タバンクは、生命・身体に係る消費生活上の事故情報を関係機関等から一元的に集約して提供するシステムであり、事故の再発・拡大の防止に資する環境整備の一環として整備し、平成22年4月から国民の方にはインタ - ネットから同デ - タバンクの事故情報を自由に閲覧・検索することができるようにしている。</p> <p>食品と放射性物質に関しては、消費者の目線に立ち、関係省庁、地方自治体、消費者団体等と連携しつつ、消費者へのわかりやすい情報提供、消費者とのリスクコミュニケーションの強化に努めている。また、リスクコミュニケーションについては、これまで消費者の日常生活における身近な問題をテーマとして行ってきており、引き続き推進していくこととしている。</p> <p>「医療機関ネットワ - ク」は、消費者の生命または身体に生ずる被害に関する事故等の概要等の詳細情報を医療機関から収集し、同種事故等の再発防止に活かしていくことを目的としており、平成22年12月に事業を開始している。</p> <p>平成24年8月に消費者安全法の一部を改正する法律が成立し、同年10月に消費者安全調査委員会が設置された。消費者安全調査委員会は、生命・身体被害に関する消費者事故等の中から、事故等の発生・拡大の防止及び被害の軽減を図るために原因を究明する必要がある事故を選定し、調査を行っている。</p>				
達成すべき目標	<p>生命・身体被害に係る消費者事故等に関する情報を迅速、的確かつ効果的に発信することにより、消費者事故等による被害の発生又は拡大を防止する。</p> <p>食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを一層促進することにより、消費者が正確に理解をし、自ら判断して消費活動を行うことができるような取組みを推進する。</p> <p>消費者安全調査委員会は、生命身体被害が発生した場合において、被害の発生・拡大の防止を図るために原因を究明することが必要であると認めるときには、事故等原因調査等を行い、必要に応じて、その発生・拡大の防止のため必要な施策・措置について勧告・意見具申を行う。</p>				
目標設定の考え方・根拠 (施策に係る内閣の重要政策)	消費者基本計画(平成22年3月30日閣議決定) 施策番号 2, 3, 4, 5・6, 7, 12, 13-2-3, 13-4, 20, 21, 38, 168				

消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)	測定指標	目標	目標年度
消費者基本計画 施策番号2番 関係行政機関、関係機関、地方公共団体等から消費者事故情報等を一元的に集約するための事故情報データバンクを構築し、個人情報保護に配慮しつつ十分な開示を行い、国民生活センターと連携して広く国民からの利用が可能な運用を行います。	1 事故情報データバンクのアクセス件数	掲載する情報や機能の充実を継続的に図る。	平成25年度
消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)	測定指標	目標	目標年度
消費者基本計画 施策番号3番 消費者被害の発生・拡大を防止し、消費生活の安全を確保するための省庁横断的な緊急の対応が必要な場合には、緊急時における国の対応の在り方等に関する要綱に基づき対処します。	2 緊急時に適切に対処	・消費者安全の確保に関する関係府省庁緊急時対応基本要綱等に基づき適切に対処する。 ・関係府省と相互に十分な連絡及び連携を図りながら緊急時対応訓練を実施する。	平成25年度

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁25 - (7))

消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)	測定指標	目標	目標年度
<p>消費者基本計画 施策番号4番</p> <p>消費者安全法及び消費生活用製品安全法における事故情報の報告・公表制度の拡充については、消費者安全法等に基づく情報収集を着実に実施し、重大事故以外の情報の収集状況、消費生活用製品以外の事故情報の収集状況等の検証を行います。これらに基づき、消費者委員会での検討を踏まえながら、収集する事故情報の範囲等の拡大について検討を行います。また、公表する事故情報の範囲等を拡大します。</p> <p>消費者庁は、生命・身体分野の消費者事故等の情報に基づく消費者庁の対応の在り方について検討を行い、被害の重篤度や拡大可能性等の観点から優先度をつけた対応を行います。</p>	<p>3 事故情報の報告・公表制度の拡充への取組</p>	<p>・消費者安全法等に基づく事故情報、その他消費者庁へ寄せられる事故情報の適切な収集及び消費者庁としての対応を適切に行うと共に、常に検証を行い必要に応じて見直しを行う。 ・生命・身体分野の消費者事故等の情報に基づく消費者庁の対応について、被害の重篤度、拡大可能性等を踏まえて優先度をつけた対応を行う。</p>	<p>平成25年度</p>
<p>消費者基本計画 施策番号5・6</p> <p>消費者安全法に基づく消費者事故等の通知やPIO-NET等で収集される情報に関する分析手法を向上させつつ、適切な分析を行うことによって、消費者被害の発生動向を常時的確に把握し、国民生活センターと連携して、注意喚起や商品テスト情報の提供をタイムリーに行います。</p>	<p>4 適切な分析及び情報提供の実施並びに注意喚起や商品テスト情報のタイムリーな提供</p>	<p>消費者庁に寄せられる事故情報について適切な分析を継続的に実施する。それらの事故情報から被害の発生動向を的確に把握し、消費者への注意喚起や商品テスト等の情報提供をタイムリーに行う。</p>	<p>平成25年度</p>
<p>消費者基本計画 施策番号7番</p> <p>リコール情報を一元的に収集し、消費者へ分かりやすく情報提供します。また、各種リコール情報を消費者の特性を考慮して分かりやすく周知する方策について検討します。</p>	<p>5 リコール情報の周知に関する調査・分析</p>	<p>消費者の特性を考慮して、リコール情報の周知度を把握するとともに、分かりやすい情報発信につなげる。</p>	<p>平成25年度</p>

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁25 - (7))

消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)	測定指標	目標	目標年度
<p>消費者基本計画 施策番号12番</p> <p>消費者安全法や消費生活用製品安全法に基づき収集された、重大事故等の情報について、関係行政機関、関係機関等と連携を図りながら、迅速・的確に集約及び分析・共有を進めます。また、医療機関とのネットワーク構築事業における委嘱医療機関等から製品等に係る事故に関する基本的な情報及び必要に応じて詳細情報を収集する仕組みを構築・運用し、適時見直しを行います。 さらに、高度な事故分析能力を有する人材の確保・養成を図ります。</p>	6 医療機関ネットワーク事業における事故情報収集、注意喚起等の実施	・重大事故等の情報については、消費者安全情報総括官制度などを通じて関係行政機関、関係機関等と連携を図りながら、迅速・的確に役割分担を図りつつ、分析・原因究明を進める。 ・引き続き、医療機関ネットワークからの事故情報の収集に努め、重大事故等については速やかな注意喚起を行う。	平成25年度
<p>消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)</p> <p>消費者基本計画 施策番号13-2-3番</p> <p>消費者安全調査委員会は、生命身体被害が発生した場合において、被害の発生・拡大の防止を図るために原因を究明することが必要であると認めるときには、事故等原因調査等を行い、必要に応じて、その発生・拡大の防止のため必要な施策・措置について勧告・意見具申を行います。</p>	7 消費者安全調査委員会による事故等原因調査等の実施	消費者安全調査委員会は、生命身体被害が発生した場合において、被害の発生・拡大の防止を図るために原因を究明することが必要であると認めるときには、事故等原因調査等を行い、必要に応じて、その発生・拡大の防止のため必要な施策・措置について勧告・意見具申を行う。	平成25年度
<p>消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)</p> <p>消費者基本計画 施策番号13-4番</p> <p>食品等による窒息事故の再発防止に向けて、食品の物性・形状面での安全性の確保のために必要な措置を講じます。</p>	8 安全性確保に向け、今後、適切に対応	食品等による窒息事故の再発防止に向けてのために必要な措置を講じる。	平成25年度
<p>消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)</p> <p>消費者基本計画 施策番号20番</p> <p>食品安全基本法第21条第1項に規定する「基本的事項」に基づいて、食品の安全性の確保のために必要な措置を講じます。</p>	9 現行規定決定以後の取組みの反映、消費者庁設置以降の食品安全推進体制の見直し、緊急時対応の体制整備等を内容とする基本的事項の改訂を着実に実施	食品安全基本法第21条第1項に規定する「基本的事項」に基づき、引き続き、体制整備を図りつつ、食品の安全性の確保のために必要な措置を講じる。	平成25年度
<p>消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)</p> <p>消費者基本計画 施策番号21番</p> <p>関係省庁等は、食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを推進します。 消費者庁においては、所要の体制整備を図った上で、関係行政機関等の協力を得て、消費者に身近な地方公共団体や消費者団体等との連携を図りながら、消費者の立場に立ったリスクコミュニケーションの一層の促進のために必要な措置を講じます。</p>	10 「食品と放射能」の問題について、消費者への分かりやすい情報提供を実施	分かりやすい情報提供と消費者との対話を目指し、これまでのシンポジウム形式等の開催に加え、地域で活動する専門家(コミュニケーター)の養成を通じ、子育て世代を対象としたミニ集会等の開催促進、リスクコミュニケーションの重点的展開を図る。	平成25年度

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁25 - (7))

消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)	測定指標		目標			目標年度
消費者基本計画 施策番号38番 製造物責任法に関連する裁判例及び裁判外紛争解決事例について、消費者庁は、関係省庁及び国民生活センターなど関係機関との協力体制を整備して収集を行い、これを整理して取りまとめ、消費者庁ウェブサイト等で公表します。	11 判例、製造物責任法に基づき提訴された訴訟等の情報の収集・公表 12 裁判外紛争解決事例の収集・公表件数	消費者庁と国民生活センター、各PLセンターが連携し、判例及び裁判外紛争解決事例を収集し、公表を行う。			平成25年度	
消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)	測定指標		目標			目標年度
消費者基本計画 施策番号168番 OECD消費者政策委員会(CCP)において、加盟国における消費者問題の解決制度の現状比較、現在進められている製品安全に関する情報共有の取組等、幅広い消費者問題に関する検討に積極的に参画します。	13 OECD会合及び関連作業グループ会合等への積極的参画		引き続き、OECD会合及び関連作業グループ会合等における幅広い消費者問題に関する検討に積極的に参画する。特に、OECD消費者政策委員会の製品安全作業部会に出席し、情報収集等を行う。			平成25年度
達成手段(開始年度)	補正後予算額		25年度当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成25年行政事業レビュー事業番号
	23年度	24年度				
(1)消費者の生命・身体の安全確保のための施策推進経費	397,661 (146,800千円)	243,797 (122,500千円)	229,033千円	2, 5, 6, 8	・消費者安全法に基づく事故情報通知義務等に関して都道府県及び政令指定都市に対する業務説明や意見交換を行うとともに、所管各法に基づく立入検査を実施する。立入検査で得られた情報は集約・分析を行う。 ・重大事故等が発生した場合の緊急時に、緊急対策本部を設置し、現地からの情報収集や有識者からの意見聴取を踏まえて、政府全体で迅速かつ適切に対応する。 ・収集した消費者事故情報に基づき、専門機関を活用した委託や職員による事故現場での調査により分析・原因究明を行う。 ・消費者への事故情報提供及び事故分析・原因究明に必要な、消費者事故情報を一元的に集約する体制を整備する。	0013
(2)リスクコミュニケーション等の推進に必要な経費	20,177 (19,200千円)	16,473 (3,100千円)	7,360千円			0014
(3)食品と放射性物質に関するリスクコミュニケーションに必要な経費(一般会計)	0千円 (0千円)	0千円 (0千円)	28,070千円	10	放射能汚染による消費者の食に対する不安に対して、地方公共団体や消費者団体と連携し、消費者の立場に立った情報発信や意見交換会を実施し、リスクに対する啓発を行う。(ただし、被災4県を除く。)	新25-0002
(4)食品と放射性物質に関するリスクコミュニケーションに必要な経費(復興特別会計)	0千円 (0千円)	25,798千円 (8,814千円)	19,205千円	10	放射能汚染による消費者の食に対する不安に対して、地方公共団体や消費者団体と連携し、消費者の立場に立った情報発信や意見交換会を実施し、リスクに対する啓発を行う。(ただし、被災4県に限る。)	消費2

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁25 - (8))

施策名	消費者取引対策の推進		担当部局名	取引対策課	作成責任者名	取引対策課長 山下 隆也	
政策体系上の位置付け	(政策分野)消費者政策 (政策)消費者政策の推進				政策評価 実施予定時期	平成26年8月	
施策の概要	<p>特定商取引法等の厳正な執行 消費者トラブルの実態を踏まえ、経済産業局との密な連携の下、悪質事業者に対する行政処分(業務停止命令・指示)などを厳正に行う。 また、通信販売等について、特定商取引法の執行を補完する取組として、事業者に対し不適切な広告の改善を促すとともに、インターネット・サービス・プロバイダ(以下「ISP」という。)や金融庁などに対し違法な電子メール広告などの情報を提供することによりウェブサイトの削除や口座の停止などを促す。また、警察との連携強化など、環境整備に必要な取組を行う。 このほか、特定電子メール法に基づく表示等に関する規制・制度を運用する。</p>						
達成すべき目標	<p>訪問販売等のトラブルの多い特定の取引について、悪質事業者に対する行政処分を厳正に行うこと等により、消費者保護を十分に確保する。 また、特定電子メール法を厳正に運用すること等により、一般消費者の利益を確保する。</p>						
目標設定の考え方・根拠 (施策に係る内閣の重要政策)	消費者基本計画(平成22年3月30日閣議決定) 施策番号 41, 41-2, 41-3, 154						
消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)		測定指標		目標			目標年度
消費者基本計画 施策番号41番 高齢者などを狙った悪質商法対策の充実・強化を図るため、特定商取引法の趣旨及び消費者被害の実態を踏まえ、同法の厳正な執行を行います。		1 特定商取引法の厳正な執行		引き続き、訪問販売等のトラブルの多い特定の取引について、悪質事業者に対する行政処分を厳正に行い、消費者保護を十分に確保する。			平成25年度
消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)		測定指標		目標			目標年度
消費者基本計画 施策番号41-2番 通信販売等について、特定商取引法の執行を補完する取組として、通信販売事業者に対し不適切な広告の改善を促すとともに、インターネット・サービス・プロバイダや金融庁などに対し、違法な電子メール広告等の情報を提供することにより、ウェブサイトの削除や口座の停止等を促します。		2 電子商取引モニタリング事業等		引き続き、通信販売業者に対して不適切な広告の改善を促すとともに、ISPや金融庁などに対し、違法な電子メール広告等の情報を提供することにより、ウェブサイトの削除や金融機関における口座の停止等を促すことにより、消費者保護を十分に確保する。			平成25年度
		3 特定商取引法の厳正な執行		引き続き、訪問販売等のトラブルの多い特定の取引について、悪質事業者に対する行政処分を厳正に行い、消費者保護を十分に確保する。			平成25年度
消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)		測定指標		目標			目標年度
消費者基本計画 施策番号41-3番 特定商品等の預託等取引契約に関する法律及びその関連法令について、制度面・運用面の問題点の整理を行い、政省令・通達などで対応可能なものは速やかに対応します。		4 政省令、通達などの見直し		平成24年度に行った改正のための作業を引き続き進める。			平成25年度
消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)		測定指標		目標			目標年度
消費者基本計画 施策番号154番 「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」を厳正に運用します。		5 特定電子メール法行政処分		引き続き、特定電子メール法を厳正に運用すること等により、一般消費者の利益を確保する。			平成25年度
達成手段(開始年度)		補正後予算額		25年度当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	平成25年 行政事業レビュー 事業番号
		23年度	24年度				
(1)消費者取引の対策に必要な経費		352,633千円 (264,117千円)	271,935千円 (235,111千円)	238,630千円	1, 2, 3	<p>訪問販売等のトラブルの多い特定の取引について、消費者保護を十分に確保するため、特定商取引法に基づき、悪質事業者に対する行政処分を行う。 また、通信販売業者に対して不適切な広告の改善を促すとともに、ISPや金融庁などに対し、違法な電子メール広告等の情報を提供することにより、ウェブサイトの削除や金融機関における口座の停止等を促す。</p>	0015

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁25 - (9))

施策名	消費者表示対策の推進	担当部局名	表示対策課	作成責任者名	表示対策課長 片桐 一幸
政策体系上の位置付け	(政策分野)消費者政策 (政策)消費者政策の推進			政策評価 実施予定時期	平成26年8月
施策の概要	<p>一般消費者による自主的かつ合理的な選択を確保するために、 不当表示や過大な景品類の提供を禁止・制限する不当景品類及び不当表示防止法(以下「景品表示法」という。)を運用し、違反行為に対して厳正に対処する。 また、事業者による同法の遵守を促すための施策等を実施する。</p> <p>住宅性能の品質表示に関する共通ルールである、住宅品質確保法に基づく住宅性能表示基準の普及・啓発を図る。</p> <p>家庭用品の品質表示の適正化を図ることを目的とする家庭用品品質表示法を運用し、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図る。 また、同法における対象品目及び表示の標準について、適宜、規程等の改正を行う。</p>				
達成すべき目標	<p>景品表示法違反行為を行う事業者に対し行政処分を行うなど法を適切に運用することや、同法を遵守するよう普及・啓発を行うこと、また、公正競争規約の活用が行われるよう運用団体を支援することなどにより、消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害する行為を排除し、消費者の利益を保護する。</p> <p>住宅性能表示制度を普及・啓発することで、消費者における同制度の認知度を高めるとともに同制度の利用を促し、住宅の購入や立て替えを行う際の消費者の利益を保護する。</p> <p>家庭用品の品質表示について、事業者に対し表示の改善を指示するなど法を適切に運用することや、規程等を社会のニーズに応じて改正することにより、消費者の身近にある家庭用品の品質表示を適正化し、家庭用品を購入・利用する消費者の利益を保護する。</p>				
目標設定の考え方・根拠 (施策に関係する内閣の重要政策)	消費者基本計画(平成22年3月30日閣議決定) 施策番号 80, 81, 82, 103, 131				
消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)		測定指標	目標		目標年度
消費者基本計画 施策番号80番 景品表示法を厳正に運用するとともに、必要に応じ同法の執行体制の拡充を図ります。		1 景品表示法執行状況 (行政処分件数)	引き続き、景品表示法を厳正に運用する。		平成25年度
消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)		測定指標	目標		目標年度
消費者基本計画 施策番号81番 住宅性能表示制度の普及を推進するとともに、消費者のニーズに対応するため、今後の評価技術の進歩及び普及状況を見定めつつ、評価方法の充実を図ります。		2 ホームページの活用状況・住宅性能表示制度パンフレットの配布状況	引き続き、住宅性能表示制度の普及を促進する。		平成25年度
消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)		測定指標	目標		目標年度
消費者基本計画 施策番号82番 家庭用品品質表示法における対象品目及び表示の標準について、適宜、規程等の改正を行います。		3 家庭用品品質表示法に基づく規程等の見直し状況	引き続き、家庭用品品質表示法に基づく規程等の見直しを適宜行う。		平成25年度

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁25 - (9))

消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)		測定指標		目標			目標年度
消費者基本計画 施策番号103番 景品表示法の説明会への講師派遣をするとともに、同法のパンフレットを広く配布することなどを通じ、同法の普及・啓発を図るとともに、事業者、事業者団体における法令遵守の取組を支援します。		4 景品表示法説明会への講師派遣状況(講師派遣件数)		引き続き、景品表示法の説明会への講師を派遣するなど、同法の普及・啓発を図るとともに、事業者、事業者団体における法令遵守の取組を支援する。			平成25年度
消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)		測定指標		目標			目標年度
消費者基本計画 施策番号131番 不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保するため、公正競争規約(景品表示法第11条に基づく協定又は規約)の積極的な活用、円滑な運用が行われるよう引き続き関連団体等を支援します。		5 公正取引協議会等の活動への講師派遣状況(講師派遣件数)		引き続き、公正取引協議会等の活動への講師派遣などを通じ、公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用が行われるよう支援する。			平成25年度
達成手段(開始年度)		補正後予算額		25年度当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成25年 行政事業レビュー 事業番号
		23年度	24年度				
(1)消費者表示の対策に必要な経費		126,810千円 (73,112千円)	103,853千円 (50,362千円)	95,914千円	1~5	・専門家からの意見聴取、参考人・関係者からのヒアリングを行うとともに、立入検査等を行う。また、問題となった表示品の試買や試買品の分析検査等を行う。 ・一般消費者の中から委嘱された電子商取引表示調査員が、インターネット上の不当表示等の監視活動を行う。 ・景品表示法に関する事業者からの相談等への対応や事件調査業務の補助を行う。 ・国土交通省との共管である住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能評価制度について、消費者に対する普及促進を図る。 ・家庭用品品質表示法に基づく表示の設定を行い、説明会の開催により普及を図る。また、遵守状況を調査するため必要な立入検査等を行う。 ・都道府県等と連絡会議や意見交換を行い、景品表示法の企画・立案・執行に反映させる。 ・景品表示法の運用を行う消費者庁、公正取引委員会、地方事務所等、都道府県等との間の情報共有化を図るため情報ネットワーク等を運用する。 ・景品表示法に基づく協定又は規約(公正競争規約)の設定・運用の支援等を行う。	0016

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁25 - (10))

施策名	食品表示対策の推進	担当部局名	食品表示企画課	作成責任者名	食品表示企画課長 増田 直弘
政策体系上の位置付け	(政策分野)消費者政策 (政策)消費者政策の推進			政策評価 実施予定時期	平成26年8月
施策の概要	食品表示の適正化を図るため、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(以下「JAS法」という。)、食品衛生法、健康増進法等に基づく食品の表示基準を的確に企画及び運用するとともに、表示違反に対して関係省庁や地方公共団体と連携しつつ厳正に対処する。				
達成すべき目標	食品表示に関し、食品の安全に関する情報や消費者が自主的かつ合理的な選択の機会の確保に資する情報の提供を推進するとともに、表示違反に対して関係省庁や地方公共団体と連携しつつ厳正に対処することにより、消費者利益の擁護と増進を図る。				
目標設定の考え方・根拠 (施策に係る内閣の重要政策)	消費者基本計画(平成22年3月30日閣議決定) 施策番号 69・73, 70・75, 71, 76, 76-2, 77, 79, 79-2 食料・農業・農村基本計画(平成22年3月30日閣議決定) 米穀等以外の飲料品についてのトレーサビリティ制度の検討等に加え、消費者にとって分かりやすい食品表示の在り方について検討を進めるとともに、加工食品における原料原産地表示の義務づけを着実に拡大する。				
消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)		測定指標	目標		
消費者基本計画 施策番号69・73番 食品表示法に基づく食品表示基準については、消費者の表示利活用の実態等を調査しつつ、消費者、事業者双方にとって分かりやすい表示の在り方、表示の実行可能性、国際基準との整合性等を十分に踏まえて、関係者の理解を得ながら策定を行います。 栄養表示の義務化については、対象成分を始め栄養成分の表示の在り方について検討を進めます。小規模事業者に義務化が過度な負担とならないよう、食品関連事業者に対する支援措置等環境整備を図ります。		1 新食品表示基準の検討状況	・第183回国会への食品表示法案の提出を目指す。 ・食品表示法成立後、2年以内の施行に向け、同法に基づく食品表示基準の策定等施行のために必要な取組を進める。 ・栄養表示の義務化に向け、より多くの事業者が取り組みやすい表示方法の導入、実態調査等を行う。		
消費者基本計画 施策番号70・75番 加工食品の原料原産地表示、中食・外食へのアレルギー表示、食品添加物表示、遺伝子組換え表示などの個別課題についての表示基準の見直しについては、順次検討を進めます。 食料・農業・農村基本計画 加工食品における原料原産地表示の義務づけを着実に拡大する。		2 個別課題の表示基準の見直しに係る検討状況	新たな食品表示基準の策定について目途がついた段階から個別課題の表示基準の見直しの検討を実施できるよう、必要な調査を実施する。		
消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)		測定指標	目標		
			目標年度		
			平成25年度		
			目標年度		
			平成25年度		

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁25 - (10))

消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)	測定指標	目標	目標年度
消費者基本計画 施策番号71番 「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」に基づき、米・米加工品について平成23年7月に施行される原料米の産地情報の伝達制度の定着を図ります。	3 米穀事業者、一般消費者に対する周知状況	引き続き、普及・啓発に取り組み、制度の定着を図る。	平成25年度
消費者基本計画 施策番号76番 消費者庁による「健康食品の表示に関する検討会」の論点整理及び消費者委員会による「健康食品」の表示等の在り方に関する建議を踏まえ、食品表示に関する景品表示法と健康増進法の一元的な法執行を推進するとともに、いわゆる健康食品に関する「留意事項(法解釈の指針)」を取りまとめ、その周知徹底により表示・広告の適正化を図ります。また、特定保健用食品の審査基準の明確化や栄養機能食品の対象成分の拡充の検討等、所要の措置を講じます。	4 「健康食品の表示に関する検討会」論点整理等への対応状況 5 厳正な執行	「特定保健用食品の審査基準の検討事業」の結果を踏まえ、特定保健用食品の申請上の留意事項に関する通知の改正を行う。 いわゆる健康食品の表示に関する景品表示法と健康増進法の観点からの「留意事項(法解釈の指針)」の取りまとめ。 引き続き、インターネットにおける健康食品等の監視等を適切に実施する。	平成25年度 平成25年度
消費者基本計画 施策番号76-2番 いわゆる健康食品等の加工食品及び農林水産物に関し、企業等の責任において科学的根拠のもとに機能性を表示できる新たな方策について、国ではなく企業等が自らその科学的根拠を評価した上でその旨及び機能を表示できる米国のダイエタリーサプリメントの表示制度を参考にしつつ、安全性の確保も含めた運用が可能な仕組みとすることを念頭に検討します。	6 加工食品等の新たな機能性表示制度の検討状況	新たな機能性表示制度について26年度での実施が可能となるよう、検討を進める。	平成25年度
消費者基本計画 施策番号77番 いわゆる健康食品に関する消費者の理解の促進を図るため、いわゆる健康食品に関して正しい情報を提供できる体制の整備を図ります。	7 消費者への保健機能食品制度等の周知等の実施状況	保健機能食品制度等の正確な情報を消費者に適切に提供する取組を引き続き実施する。	平成25年度
消費者基本計画 施策番号79番 食品表示について、消費生活センター、都道府県警察、地方農政局等の地域の関係機関の連携促進・情報共有を支援すること等により、関係法令の効果的な執行を図ります。	8 厳正な執行 9 疑義情報の処理	引き続き、効果的な執行を着実に実施する。 迅速な疑義情報等の処理を行う。	平成25年度 平成25年度

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁25 - (10))

消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)	測定指標		目標			目標年度
消費者基本計画 施策番号79-2番 食品表示法を実効的なものとするため、問合せ対応等のワンストップ体制等を早急に整備します。	10 消費者庁における食品表示に係る問合せ体制の整備状況		消費者庁に寄せられる事業者・消費者からの相談について、受付体制の整備について検討を進める。			平成25年度
達成手段(開始年度)	補正後予算額		25年度当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成25年 行政事業レビュー 事業番号
	23年度	24年度				
(1) 食品表示の対策に必要な経費	263,179千円 (227,991千円)	193,536千円 (151,449千円)	153,481千円	1 ~ 10	消費者ニーズや事業者の実態を踏まえた表示基準の企画立案を行うため、食品表示の実態把握に努めるとともに、有識者等による表示基準検討会等を開催する。また、国際会議(CODEX)へ出席する等海外の情報収集に努める。 また、食品表示の適正化のため、端緒情報の把握、試買品の分析検査、事業者への立入検査等効果的な執行を行う。さらに、健康食品等の虚偽・誇大広告に対する監視を強化するため、インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大な広告等、健康増進法に違反するおそれのある表示の監視を継続的に実施する。	0016